

岩国市告示第 195 号

公示送達について

次の書類は、送達を受ける者の住所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により書類の送達に代えて公示する。

なお、この書類は、課税課に保管し、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 8 月 14 日

岩国市長 福 田 良 彦

- 1 送達すべき書類
納税通知書
- 2 送達を受ける者
別紙のとおり